

オーストラリアにおける再生可能エネルギー政策の法的枠組み

土屋 恵司

はじめに

- I オーストラリアのエネルギー事情
 - II 京都議定書に対するオーストラリアの対応
 - III 2000年再生可能エネルギー（電気）法の下における再生可能エネルギー政策の法的枠組みの概要
 - IV 再生可能エネルギー政策の今後の展望
- 翻訳：2000年再生可能エネルギー（電気）法 [抄]

はじめに

オーストラリア連邦共和国（以下「オーストラリア」とする。）における今日的意味での新たな再生可能エネルギー利用推進政策の本格的展開は、1990年代から始まる。

オーストラリアにおいても、他の諸国と同様に、再生可能エネルギーの新たな利用形態の導入は、第一には、主要エネルギー源である石油・石炭などの化石燃料の有限性を補うこと、第二には、地球温暖化防止という全世界共通の目的のために、これらの化石燃料からの二酸化炭素ガス排出量を削減すること、を目的としている。

しかし、その目的達成のための政策枠組みは、オーストラリア固有の自然環境や社会経済的諸条件を背景に、諸外国と異なる独自性をもつ。

オーストラリア政府による再生可能エネルギー政策は、1992年の「温室効果ガス対策国家戦略（National Greenhouse Response Strategy）」、1994年の「温室効果対策21世紀：持続可能な未来のための行動計画（Greenhouse 21C：A Plan of Action for a Sustainable Future）」及び1997年の京都議定書に対するオーストラリアの対応を明示した首相声明「未来を守る：気

候変動に対するオーストラリアの対応（Safeguarding the Future: Australia's Response to Climate Change^(注1)）」で提示されているが、それらにおける言及からは、再生可能エネルギーの開発研究助成及び教育広報活動の推進並びに市場割当制による再生可能電気エネルギーの商業化促進策に重点を置いた点にオーストラリアの政策の特徴を見ることができる。

特に1997年の首相声明は、京都議定書が設定した地球温暖化ガス排出削減目標の達成に取り組むものの、参加国に統一的義務を課する議定書の批准は拒絶して、オーストラリア独自の政策を通してこれを実行していくことを内外に闡明したものである。

その首相声明で示された電気の「再生可能エネルギー法定目標（Mandatory Renewable Energy Target）」達成のために、「2000年再生可能エネルギー（電気）法（Renewable Energy（Electricity）Act 2000）」及び関連法令が制定され、2020年までの期間における電気の再生可能エネルギー政策の法的枠組みが確立された。

本稿は、オーストラリアの連邦レベルでのエネルギー政策における再生可能エネルギーの位置づけ、再生可能エネルギー政策の特徴及びその背景、2000年再生可能エネルギー（電気）法による再生可能電気エネルギー政策の法的枠組みについての概要を紹介するものである。なお、本稿の後に、2000年再生可能エネルギー（電気）法の抄訳を掲載したので、参照されたい。

I オーストラリアのエネルギー事情

1 オーストラリアのエネルギー源

オーストラリアは、近年堅調な経済成長を示しているが、それを支える要因のひとつとして石炭、石油、天然ガスといった国内に豊富に埋蔵されるエネルギー源の有効利用がある。国内で消費される最大のエネルギー源は、化石燃料であり、エネルギーの94%^(注2)を占めている。

石炭は、安価で良質のものを豊富に埋蔵しているため、低料金の電力供給を可能にしている。

天然ガスは、石炭や石油に比較すれば、その利用はまだ小規模ではあるが、近年の輸出量の伸びは大きく、また、アジア周辺諸国においては石炭と共に大きな需要がある。これを見て、政府は、エネルギー政策の中で特に天然ガス取引のための基盤整備を重視している。

このように、石炭及び天然ガスが今後もオーストラリアの主たるエネルギー供給源と目されている。

これらに対し石油は、自動車、航空機、船舶等輸送機関その他の動力機関のエネルギー源として、石炭に次ぐ消費量を示しているが、輸入に依存する可能性が高まるという問題に直面している。

電力エネルギー源に限定すれば、オーストラリア連邦内の発電量の約85%は石炭を主とする火力発電によるものである。オーストラリア大陸の東海岸の炭鉱近くには石炭による火力発電所が多く設置されているが、西部及び南部の地方では、天然ガスによる発電に依存している。

残りは、水力発電であるが、発電に適した地域がニューサウスウェルズ州から首都のある連邦直轄地に至る山系スノウィ・マウンテンズやタスマニア島などに限定されている。

なお、原子力発電は、行われたことはなく、将来の計画もない。

2002年中の発電能力は2103億キロワット時で

あり、消費量は1956億キロワット時であるが、オーストラリアエネルギー供給協会（Energy Supply Association of Australia^(注3)）によれば、電力消費量は、2008年までに2060億キロワット時まで増加すると予測されている。

2 オーストラリアの再生可能エネルギー源^(注4)

オーストラリアにおける再生可能エネルギーは、大規模水力を除き、木材、枝・木片、廃棄物などを燃やして得られる熱エネルギーを主とする。最近では、関連の技術開発により、風力、太陽光、小規模水力などが加わってきているが、その多くが小規模で補足的なエネルギーであり、再生可能エネルギーがオーストラリアで消費される総エネルギーに占める割合も、約5%に過ぎない。

木材や木片、枝、バガス（Bagasse）〔精製して砂糖となる成分を搾取した後のサトウキビの残渣〕などのバイオマスを燃やして得られる伝統的な再生可能エネルギーは、再生可能エネルギー総量の80%近くを占める。バガスは、その半分を占め、オーストラリアにおける主要なバイオマス資源となっている。サトウキビから砂糖を製造する製糖工場では、副産物として生成されたバガスを燃料としてエネルギーを得ていることが多い。クイーンズランド、ニューサウスウェルズ及びウエスタンオーストラリアなど製糖工場が集中している地域で、バガスによるエネルギーがよく利用されている。

電力源としての再生可能エネルギーについてみると、木材、バイオマス、水力でその95%を占め、風力、太陽光などその他のエネルギー源は、ごくわずかである。

大規模な水力発電の開発は、先に触れたとおり、地域が限られ、かつ、ダム建設など環境保護との関連で問題があることもあり、将来の展開は望めない状況にある。

そのため、今後の再生可能エネルギー電力の

開発は、風力、太陽光、潮力・波力など、小規模なものを中心に展開されることとなる。

II 京都議定書に対するオーストラリアの対応

1 1997年首相声明

京都議定書の実施をめぐる協議を目前に控えた1997年11月20日、ハワード首相は、「未来を守る：気候変動に対するオーストラリアの対応」と題する声明を発表し、以下のような主張及び政策を開陳した。

(1) 主張の骨子

- ・オーストラリア政府は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出を削減するために全世界と共に尽力する。
- ・しかし国際的な気候変動に対する対応は、環境問題に対する取組みに適応したものであること、個々の国の費用負担が衡平であること、国民の生活水準や雇用見通しに対するマイナスの影響を与えるものでないこと、といった条件を実際に満たすものでなければならないと考える。
- ・この条件に従い、オーストラリア政府は、先進工業国の個々の目標は、それぞれの国内事情に応じて異なったものであるべきだと主張してきた。
- ・EUが提案する画一的な負担にはオーストラリア政府は応じられない。オーストラリアが推進すべきだと考える政策は、温室効果ガス、その排出の源、排出経路及び排出に関わる産業部門すべてを対象として目標を設定した総合的なものである。
- ・ここに示すオーストラリア政府の施策は、理論的な目標をもってこれから協議する対象として提示するのではなく、すでにオーストラリア国内で温室効果ガス排出削減のために実際に導入しつつあるものである。この施策によりオーストラリアは、現に国際的取組みの

最前線に立っている。

- ・京都議定書が合意に至らなくとも、オーストラリア政府は、ここに示す施策を推進していく。

(2) 主要政策の一としての再生可能エネルギー政策の項目

上記のような基本的考えの下での多くの施策のうち再生可能エネルギー政策に関わるものは以下に掲げるとおりである。

◆ 再生可能エネルギー改革投資基金 (Renewable Energy Innovation Investment Fund)

再生可能エネルギー技術の商業化及び応用の促進を特に目的とする資金供与のための基金を用意する。この基金の管理者は、競争方式により授与した免許に従い、資金を提供する。この資金は、政府資金2、民間資金1の割合で拠出される。

◆ 再生エネルギー技術商業化ローン・同助成金 (Renewable Energy Technology Commercialisation Loans and Grants)

戦略的に重要な再生可能エネルギーのための技術開発であって商業化の可能性の高いものを支援し、推進することを目的として、競争方式により資格を付与された者にローンを認め、又は助成金を交付する。

◆ 再生可能エネルギー・ショーケース (Renewable Energy Showcase)

事業開始のための先行資金供与と事業推進のいずれかまたは双方を目的として、競争方式により、先端的モデル事業が選定される。この事業には、商業化に近い事業、たとえば、潮力や太陽熱を利用する技術開発、オーストラリア・テクノロジー・パーク (Australian Technology Park: ATP)^(注6) で行われている太陽光起電などのモデル事業も含まれる。

◆ 再生可能エネルギー技術インターネット・サイト (Renewable Energy Technology Inter-

net Site) の支援

アメリカ合衆国エネルギー省 (US Department of Energy) の運営方針に従い、再生可能エネルギー技術に関する最新式の高度なインターネット・サイトの運営に資金を提供し、技術やその応用例、利用可能な政府援助などに関する情報を提供する。

◆ 連邦政府における再生可能エネルギーの率先導入

連邦政府の活動におけるエネルギー消費の削減、温室効果ガスの排出削減を図り、その実践例を地域社会の模範例とする。新築又は改築の官署の建物、設備、機器についてエネルギー使用の最低基準を定め、適切性や費用効果が認められる場合には太陽熱その他の再生可能エネルギー技術を利用することを義務付ける。

◆ 地球温暖化対策を主管する連邦政府機関の新設

温室効果ガス対策には多くの機関が関与するが、機関間の協力関係を維持するために、環境省内に国内の気候変動対策の調整や地球温暖化対策プログラムの実施に責任を有する主管官庁として連邦温暖化対策局 (Commonwealth Greenhouse Office) を新設する。

◆ 電力供給に再生可能エネルギーを取り込むための法定目標^(注7)

「2010年まで再生可能エネルギーを発電源に加えるための諸目標を設定する。配電業者及びその他の規模の大きな電力購入者は、2010年までに再生可能エネルギー又は特定の廃棄物エネルギーによる電力の割合を2%増加させることが法的に義務づけられる (太陽熱温水装置のような代替的再生可能エネルギー源に対する直接投資を含む)。

このことは、送電網を通じて供給される電力を活用した事業への再生可能エネルギーの導入を加速させ、商業的に競争力のある再生

可能エネルギーのために持続的な基盤を提供する。

この施策は、急速に発展しつつあるアジアのエネルギー市場に実質的に参入することができるような、国際的に競争力のある産業の発展に寄与する。」^(注8)

2 2000年再生エネルギー (電気) 法の制定

この首相の政策表明を受けて、連邦政府は直ちに連邦温暖化対策局を設置し、再生可能エネルギー供給2%増加目標を達成するための調査研究を重ね、1999年中にそれらの調査結果を次々と公表した。これらの報告書で示された再生可能エネルギー技術の現状と開発可能性に関する分析^(注9)並びに目標達成のための法制度についての提言^(注10)に基づき、以下のような2000年再生可能エネルギー (電気) 法を軸とする法令が制定され、現在の再生可能エネルギー政策の法的枠組みが確立した。

(1) 2000年再生可能エネルギー (電気) 法

この法律は、再生可能エネルギー証 (Renewable Energy Certificate) 制度を通じて電力取引を規制することにより再生可能エネルギーによる発電・利用を推進する仕組みを定める。この法案は、2000年6月22日に、次項に掲げる2000年再生可能エネルギー (電気) (課徴金) 法の法案と共に連邦議会に提出され、2000年12月8日に連邦議会を通過、12月21日に裁可を得て成立した。同法の施行は、同法第2条により、裁可の28日後、すなわち2001年1月18日からである。^(注11)

全17章、165か条からなる長大なものであるが、その概要については、後記Ⅲで紹介する。

(2) 2000年再生可能エネルギー (電気) (課徴金) 法 (Renewable Energy (Electricity) (Charge) Act 2000)

この法律は、2000年再生可能エネルギー (電気) 法が設定する目標の達成のために義務付

けられた量の再生可能エネルギー電力を購入しなかった者に対する課徴金の賦課に関する事項について定める7か条の短い法律である。^(注12)

(3) 2001年再生可能エネルギー（電気）規則（Renewable Energy（Electricity）Regulations 2001）

前記2つの法律に基づく細部事項について定める。本則29か条、7つの別表(schedule)から成る。2001年2月6日に連邦官報(Commonwealth of Australia Gazette)に公示され、施行された。

最初の施行から2005年2月末日現在まで、7回の改正を経ているが、改正の主たる目的は、再生可能エネルギー証のための要件を満たす太陽熱温水装置モデルのリストの更新、法定要件に適合した太陽熱温水装置として認定されるための条件の改定その他行政上の細部事項について変更を行うことにある。

Ⅲ 2000年再生可能エネルギー（電気）法の下における再生可能エネルギー政策の法的枠組みの概要

1 再生可能エネルギー証による規制メカニズム

2000年再生可能エネルギー（電気）法の法的枠組みの下で、再生可能エネルギーの生成及び利用は、再生可能エネルギー証を介して、次のように規制される。

◆ 法定要件を満たす電力を生成し、この法律の適用対象とされる発電施設は、まず、再生可能エネルギー規制官（以下「規制官」とする。）による認可、登録を受け、再生可能エネルギー発電について再生可能エネルギー証を取得する。

◆ 再生可能エネルギー電力取引を行う者は、再生可能エネルギー法定目標を達成する責任

を負う者、すなわち責任主体とされ、再生可能エネルギー電力を取得したときに再生可能エネルギー証を取得する。この証書は、再生可能エネルギー電力の年間取引の申告において、法定責任を果たしたことを証明するために規制官に返納される。

◆ 法定の責任を果たすことができなかったときは、課徴金が課される。

以下に、このメカニズムを構成する主要な要件について説明する。関連条項は、[]内に示す。

(1) 再生可能エネルギー法定目標

再生可能エネルギー法定目標とは、再生可能エネルギー政策の法的枠組みにおいて、2010年までに2000年現在の年間総発電量に追加される年間総発電量の2%（電力量でいえば年間9500ギガワット時）を再生可能エネルギー源による発電によることを法的に義務づけたものであり、法律の条文にも2010年に達成されるべきその目標値とそれまでの各年における再生可能エネルギーの追加発電量の目標値が掲げられている。この増加量は、2010年までの年間総電力使用量の4.2%に当たると推計される。そして、この電力量は、2010年以降2020年まで維持されるものと定められている。[第40条]

(2) 法定要件を満たす電力

法定要件に適合すると認められる電力は、「法定要件を満たす再生可能電力源（eligible renewable power source）」により発電されたものであるが、その法定要件を満たすか否かは、「1997年再生可能電力法定要件適合基準線（1997 eligible renewable power baseline）」（以下「1997年基準線」^(注13)）に従い判断される。

(3) 責任主体 (liable entity)

法定要件を満たす電力の取得者は、「責任主体」とされる [第35条]。

100メガワット以上の取引を行う者というのが法定要件のひとつである。また、その電力とは、発電者ではない買い手（卸売業者及び大手の小売業者）が取引対象とする電力である。すなわち、一定規模の再生可能エネルギー電力の取引に関わり、再生可能エネルギー電力の利用促進について責任の一端を有する者という意味で「責任主体」というものと解される。

なお、発電事業者は、実際には100メガワット以上の発電を行い、これを大量に売る者であるため、法的に卸売業者とみなされ、また、多くの場合、卸売業者と大手小売業者とは別の主体ではないため、発電事業者は、実際には「責任主体」に該当する。

(4) 再生可能エネルギー証 (Renewable Energy Certificates) の作成、登録

発電事業者は、認可 (accreditation) [第13条～第17条] を受けた再生可能エネルギー発電施設により実際に発電する電力について、再生可能エネルギー証を作成し、規制官事務局に登録する。

再生可能エネルギー証は、認可を受けた発電施設で法定要件に適合した再生可能資源から発電した電気のうち1997年基準線を超えたものについて、1メガワット時ごとに作成され、登録される (第18条)。

この作成・登録はインターネットを通じて電子的に行われる。[登録資格その他の登録手続・要件については、第9条から第12条までの規定で定めるところによる。]

(5) 再生可能エネルギー証による義務の履行

責任主体の義務は、再生可能エネルギー証

の取得 (acquisition) 及び返納 (surrender) を通じて履行される。

① 再生可能エネルギー証による義務履行状況の申告

再生可能エネルギー証は、実際の電力取引に直結して取り引きされるだけでなく、金融市場で、電力取引と直結しない形で取り引きされることもある。

責任主体は、毎年、再生可能エネルギー証の利用状況を規制官に申告し、再生可能エネルギーから生成され、取引の対象となった電力量が再生可能エネルギー証に示される量に達しないときや、再生可能エネルギー証が示す再生可能エネルギーの総量そのものが少なかったときは、不足分に対する課徴金 (Charge) が課されることになる。

このように、電気という物理的実体の取引と、証書 (certificate) という非実体的、観念的なものの取引が電力の売買過程で行われるが、証書の取引は、実体的な電力取引に直接的な影響を及ぼすわけではないため、電力市場や実際の電力使用に支えられる産業活動や社会生活であっても、法定目標を達成するための規制による影響を直ちに受けるということはない。このことは、証書取引制度の大きな長所の一つである。

② 規制官の判断に対する異議申立て

規制官は、責任主体の申告を審査し、再生可能エネルギー不足の評価及びその評価に基づく課徴金の賦課を行う。

責任主体は評価について異議を申し立てることができる。規制官は、異議について裁定を行う。異議申立人は、この裁定に対して不服があるときは、行政審判所 (Administrative Appeals Tribunal) 又は連邦裁判所 (Federal Court) に上訴することができる。[第55条～第60条]

③ 課徴金の返戻

責任主体が課徴金を支払った後に、再生可能エネルギー証を規制官に返納することができたときは、支払い済みの課徴金は返還される。このような事態は、再生可能エネルギー証の返納による義務の履行が3年前まで遡及することができるため、しばしば生じることとなる。[第95条～第98条]

④ 虚偽の申告に対する制裁

責任主体が虚偽の申告を行ったときは、真正な申告に基づき科される課徴金の2倍に相当する重い制裁が科される。[第99条、第100条]

(6) 責任主体等の活動に関する査察

規制官は、認可登録を受けた再生可能エネルギー発電事業者や責任主体の活動が法的に適正であるか否かを査察するため、事務局職員に査察権限を与え、発電事業者や責任主体の事業所や施設等に立ち入り、又は関連の書類等を検査させる。この査察は、裁判官(magistrate)の発する令状に基づき行われる。この監査を妨害した者は、最高6か月の拘禁刑に、また、虚偽の情報を提供し、検査を誤らせた者は、最高12か月の拘禁刑に、それぞれ処せられる。

(7) 政策評価

この法律の第162条に基づき、主務大臣は、再生可能エネルギー証制度の運用状況について、公開された透明で時宜を得た手続きに従い審査が行われるように手配し、その審査結果を、この法律の施行が第2年目を過ぎた後12か月以内に、連邦議会に報告しなければならない。

2 再生可能エネルギーの関連組織・機構

(1) 環境・遺産省 (Ministry for the Environ-

ment and Heritage) 温暖化対策局

オーストラリアにおける温室効果ガス排出削減(温暖化防止)政策を所管する温暖化対策局が連邦の再生可能エネルギーに関連する施策の計画策定、実施展開を所管する。

現在は主として、規制官を介して再生可能エネルギー証制度を運営するほか、再生可能エネルギーの生産・利用を促進させる財政的刺激策を実施している。

(2) 再生可能エネルギー規制官 (Renewable Energy Regulator)

環境・遺産相が任命する単独の官職である。2000年再生可能エネルギー法及び同法に従い定められた2001年再生可能エネルギー(電気)規則の運用を行う。

その任務の主な内容は、①法定要件を備えた発電所の所有者の登録の維持管理、②法定要件を備えた発電所の認可、③再生可能エネルギー証の登録、④再生可能エネルギー計画(scheme)の監視及び指導、である。

再生可能エネルギー規制官事務局 (Office of Renewable Energy Regulator) には、少数のスタッフが置かれ、規制官を補佐し、再生可能エネルギー関連法令の運用状況を監視する。また、政府や市場にサービスを提供するために少数の企業と契約を締結してきている。

その主な職務は、次のとおりである。

- ・有効な再生可能エネルギー証の作成を監督する。
- ・毎年提出される法令順守状況報告を評価する。
- ・法の規定を遵守しなかった者に制裁を科する。
- ・再生可能エネルギーの不足が3年以内に補正されたときは、再生可能エネルギー不足課徴金を清算し、返戻する。

- ・施策の完全性を保証し、再生可能エネルギーの生産者及び責任を有する当事者を含む関係者の査察を行う。

(3) 産業・観光事業・資源省 (Department of Industry, Tourism and Resources)

再生可能エネルギー関連ビジネスについての連邦政府による支援措置は、産業・観光事業・資源省が行っている。

その主な施策のうちから、次の2つを紹介する。

① 太陽光発電割戻しプログラム (Photovoltaic Rebate Programme) (PVRP)

太陽光発電システムは、太陽光を電気に変換する。太陽光発電割戻しプログラムは、2000年1月1日から開始され、現在、送電網連結型又は単独型いずれかの型の太陽光発電システムを導入した地域社会の公共使用に供される建物（たとえば学校）の所有者に対し（条件に適合している限り）現金で割戻金が支払われている。

② 再生可能遠隔地発電支援プログラム (Renewable Remote Generation Programme) (RRPGP)

基幹系送電網によるサービスが及んでいない地域では、再生可能資源により発電された電気がディーゼル発電に対する依存度を軽減する効果的な方法となっている。このプログラムは、こうした遠隔地におけるディーゼル発電を再生可能エネルギーによる発電に換えていくために資金援助を行うものである。このプログラムにより、再生可能発電装置の主要コストの50%まで援助することができる。なお、このプログラムは、太陽光による温水システムやディーゼルを含む化石燃料による発電には適用されない。

このプログラムの効果として、

- ・遠隔地の利用者に対する効果的な電力供給を支援すること、
 - ・オーストラリアの再生可能エネルギー産業の発展を支援すること、
 - ・先住民の共同体のエネルギー基盤（インフラストラクチャー）のニーズを満たす一助となること、
 - ・長期にわたる温室効果ガス削減につながること、
- などが期待されている。

IV 再生可能エネルギー政策の今後の展望

2003年3月、2000年再生可能エネルギー（電気）法第162条に基づく審査会（Review Panel）が設けられ、提出された264件の実体的証拠及び州や連邦直轄地を含むオーストラリア国内の16の共同体の利害関係者との間で行った115回の協議に基づき、審査が行われた。^(注14)

2003年9月に公表された審査結果では、初めの年度においては所期の法定目標を完全に達成したわけではないが、将来は最終的な目標を達成する展望ができつつあると評価された。

こうした再生可能エネルギー証制度の順調な展開を背景に、ハワード首相は、2004年6月、白書「オーストラリアのエネルギーの将来を保障する (Securing Australia's Energy Future)」^(注15)を公表、21世紀初頭における中長期のエネルギー政策を明らかにした。

このエネルギー政策において、再生可能エネルギーについては、温室効果ガス排出の実質的削減の実現に要する費用を低く抑える措置の一部として、次のようなかたちで言及されている。

- ・小規模な再生可能エネルギー技術を研究開発し、商業化するための助成を行う。
- ・未来の新エネルギーによる都市（ソーラー・シティ [Solar Cities]）の実証実験計画を実施する。

- ・2020年まで再生可能エネルギー法定目標を継続し、継続の過程において、その透明性及び管理運営の質の向上を図る。

この白書の発表に際して、首相は、京都議定書が掲げる目標の達成に向けて既定の路線を押し進め、2012年以降を展望しつつ、将来の温暖化効果ガス抑制のための費用を少なくする努力をすることを明言している。

この白書で示された再生可能エネルギー政策は、技術開発・普及に重点を置いたものであるが、そうした開発の成果を現行の再生可能エネルギー証制度のメカニズムを通じて如何に社会的・経済的に有効なものとしていくかが、オーストラリアの再生可能エネルギー政策の成否を決することとなる。

注

*本稿に掲げたインターネット情報は、すべて2005年5月31日現在である。

- (1) Statement by the Prime Minister of Australia, the Hon. John Howard MP, *Safeguarding the Future: Australia's Response to Climate Change*, 20 November, 1997 <http://www.pm.gov.au/news/media_releases/1997/GREEN.html>
- (2) *Ibid.*
- (3) Energy Supply Association of Australia は、1918年、電力産業のための情報交換データ収集を目的として結成された団体 Electricity Supply Association of Australia (オーストラリア電力供給協会) が発展したもので、1991年加盟各社の共通の利害関係にかかわる施策を推進する会社に改組された。連邦の電力産業の発展のための中心的役割を担い、連邦や州の政策決定過程における不可欠な存在となっている。2004年に現在の社名に変更した。ガスエネルギー産業が参加し、電気とガスの二つのエネルギー部門に共通の長期的戦略計画の策定及び実施に向けた活動を展開しようとしている。

(4) この項のデータは、主としてオーストラリア連邦政府の Department of Industry, Tourism and Resources “Energy in Australia 2004” によるもので、主として2001年から2002年のデータである。

(5) 再生可能エネルギーに関わるものとは別の政策項目には、次のようなものがある。

- ・地方自治体を中心となって、地域社会の生活から生じる排気等による気候変動に対応する。
- ・住居からの温室効果ガス排出の問題に対処するため、政府、気候に関連の深い産業及び専門機関が協働して、エネルギー効果や温室効果ガス抑制に配慮した住居の設計、再開発、利用などを推進する。
- ・連邦政府の温室効果ガス対策を所管する官署を拡充し、中小規模の工場から排出される温室効果ガスの排出削減を推進するための政府産業間協働契約プログラムを展開する。
- ・家庭用器具や工場設備のエネルギー性能を向上させることにより温室効果ガス排出を減少させることを目的に基準を設け、その採用を促進し、これらの商品に標示をつけ、あるいは格付けを行うことにより、消費者がこれらの商品を選択しやすくさせる。
- ・建物の新築、増築についてエネルギー効果や温暖化ガス排出削減に配慮した最低基準を盛り込んだ全国建築物エネルギー性能基準を定める。
- ・産業内のエネルギー効率標準値及び模範実例を定め、それぞれの産業内におけるエネルギー利用の種類・類型や範囲・程度などを確認し、又は模範実例を基準として、産業内の改善計画を策定したり、発展状況を監視したりする。
- ・オーストラリア・デザイン・ルールによる法定燃料効率標示制度の導入、衡平を考慮したうえでの有鉛燃料の使用縮減、有害ガス排出基準の厳格化の促進などの施策を通じて、自動車産業における環境対応策の向上を図る。
- ・商用軽自動車に使用する天然ガスの利用向上を図るため、天然ガス会社と地方自治体との協働で、

天然ガス供給ネットワークを構築する。

- ・木質繊維及びそれと同時に生じる廃棄物の処理からエタノールを製造する技術を実用化するパイロット・プランを実行する。
 - ・エネルギー供給の経済効率を向上させることにより排出ガスの増加率を低くする。この施策によりエネルギー市場改革を拡張し、電気の改革を広げ、ガスと電気が両立する全国供給体制を確立する。
 - ・連邦は、州と共同して、エネルギー供給に占める温室効果ガスの濃度を削減するため異なる種類の化石燃料についてそれぞれ効率標準値を実行して、発電された電気の交換の効率の点で最も良い模範事例に向けた動きを作り上げる。
 - ・国連気候変動枠組条約の下における国際活動の一つである共同実施活動事業 (Activities Implemented Jointly) に資金を提供し、オーストラリア企業のこの事業への参加意欲を高める。
 - ・2020年までにプランテーションの土地を3倍にし、その土地による炭素吸収力を増大させることを目標とするプログラム (Plantation 2020 Vision) を実施する。
 - ・再緑化事業など樹木や植生の二酸化炭素吸収力を利用して、温室効果ガス排出の全般的レベルを低くする施策を実施する。
 - ・資源科学局 (Bureau of Resource Sciences) とオーストラリア環境庁 (Environment Australia) による全国炭素計算システムを構築し、国際的な信頼度の高い基準を用いてオーストラリアの排出量低下・吸収量増加についての計算に必要な総合的枠組みと科学的処理を用意する。
 - ・連邦科学産業研究機構 (Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation) による家畜の反芻胃でのメタン発生を抑えるワクチンの開発を促進し、家畜から排出されるメタンの削減を図る。
- (6) オーストラリアの先端技術研究開発モデル事業を推進するため、連邦や州政府の後援を受けてシドニー郊外の約14ヘクタールの敷地に展開する施設

(大会議場を含む) 集団。これを所有する会社とシドニー港湾海浜管理局 (Sydney Harbour Foreshore Authority)、ニューサウスウェルズ州政府などによる ATP 地区経営会社 (ATPPM) が管理運営する。これに参加する企業は約400社で、地域的な研究開発活動の傍ら、毎年、会議や見本市といった多くのイベントを開催し、新技術の公開・商品化や普及のための活動などを行っている。

- (7) これは、以後「再生可能エネルギー法定目標 (Mandatory Renewable Energy Target)」と称される。
- (8) 前掲注(1)中 the fourth paragraph “energy” of Appendix (Commonwealth Greenhouse Measures) から引用
- (9) Australian Greenhouse Office, *2% Renewables Target in Power Supplies; Potential for Australian capacity to meet the target*, (Redding Energy Management) Jan.1999. <<http://www.greenhouse.gov.au/markets/mret/redding.html>>
- (10) Australian Greenhouse Office, Renewables Target Working Group, *Implementation Planning for Mandatory Targets for the uptake of Renewable Energy in Power Supplies, Final Report to the Greenhouse Energy Group*, May 1999. <<http://www.greenhouse.gov.au/markets/mret/rtwg/pubs/report.pdf>>
- (11) なお、この法律については、2002年6月に再生可能エネルギー政策の枠組み全体について施行の現状に対応した調整を行うための改正案が連邦議会に提出されたが、議会を通過するに至らなかった。また、2004年には、再生可能エネルギー法定目標を引き上げる法案が提出されたが、ほとんど議論がされずに廃案となった。
- (12) この課徴金は、実質的に租税とみなされるが、オーストラリア連邦憲法は、第55条で、税を課する法律は、その他の事項について規定してはならないとしているため、2000年再生可能エネルギー (電気) 法は、課徴金の賦課に関する以外以外の事項について定め、2000年再生可能エネルギー (電気) (課徴金)

法は、課徴金基準額その他課徴金の賦課に関する事項について定めるといのように、別個の法律による規定が必要とされたのである。オーストラリア憲法第55条「租税を課する法律は、租税の賦課に関する事項のみを取り扱う。そこに含まれるその他の事項に関する規定は、効力を有しない。(以下略)」(松井幸夫「オーストラリア連邦憲法」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集[第二版]』有信堂, 2000.)

なお、この法律は、当初、前掲の法律と共に2000年10月までには成立し、これらの法律に基づく制度(scheme)を2001年1月1日から実施することが予定され、課徴金に関する同法には、2001年1月1日からの制度の開始を前提とした規定が置かれていた。しかし、その成立が遅れ、規定のその日には制度を施行することができないことが明らかとなった12月7日深夜、政府は、2001年1月1日から制度を開始するとする規定を削除する改正法案を提出し、翌朝(12月8日)には連邦議会を通過させた。こうして、この法律は、その成立の直後に、適用に関する規定が改正されている。

- (13) 基準線とされる1997年中の再生可能エネルギー別発電量(ギガワット時)は、以下のとおりである。
- (a) 水力=大規模:16,000、小規模:700
 - (b) 風力=基幹配電網:0.4、小規模配電網:4.4、遠隔地電力供給システム:2
 - (c) 太陽光=太陽光起電・配電網:0.3、太陽光起電・遠隔地電力供給システム:29、太陽熱:1以下、太陽熱温水装置:500
 - (d) バガス熱電併給システム:400
 - (e) 黒液:90
 - (f) 都市廃棄物=埋立地からのガス:400、下水からのガス
 - (g) その他のバガス:40

- (14) その審査結果は、2003年9月「再生可能な機会:2000年再生可能エネルギー(電気)法の運用状況の審査(Renewable Opportunities: A Review of the Operation of the Renewable Energy (Electricity) Act 2000)」と題する報告書にまとめられ、公表された。

<<http://www.mretreview.gov.au/report/index.html>>

- (15) Prime Minister of Australia, *Securing Australia's Energy Future*, June 2004.

<<http://www.pmc.gov.au/energy>>

参考文献・情報(注に掲げたものは除く)

- ・ Australian Greenhouse Office, Department of Environment and Heritage, *National Greenhouse Strategy 2000 Progress Report*, <http://www.greenhouse.gov.au/government/ngs/progress_report2000.html>
- ・ Office of the Renewable Energy Regulator, *Corporate Plan 2001-2006*
- ・ Office of the Renewable Energy Regulator, *Annual Report 2003: Increasing Australia's Renewable Electricity Generation*, April 2004
- ・ Energy Supply Association of Australia Limited, *2003/2004 Review*
<<http://www.esaa.com.au/images/AnnualReview2004.pdf>>
- ・ 国際エネルギー機関著・佐野環境都市計画事務所訳・佐野敦彦監訳『新エネルギーの国際戦略—IEA諸国にみる再生可能エネルギー政策—II(各国編)』環境新聞社, 2001. (原書名: Renewable energy policy in IEA countries, v.2)

(つちや けいじ・専門調査員)

2000年再生可能エネルギー（電気）法 [抄]

[全7章中第1章から第4章まで]

Renewable Energy (Electricity) Act 2000
(No.174, 2000)

土屋 恵司訳

再生可能エネルギー源からの追加発電を促進する制度の制定及び運用並びに関連の目的のための法律（2000年法律第174号：2000年12月21日裁可、2001年1月18日施行）

[目次]

第1章 序

- 第1条 略称
- 第2条 施行日
- 第3条 目的／骨子
- 第4条 この法律の適用年
- 第5条 定義
- 第6条 この法律が国王に及ぼす拘束力
- 第7条 海外直轄領への適用
- 第7A条 税控除可能性

第2章 再生可能エネルギー証

第1節 序

- 第8条 この章の概観

第2節 発電者の登録等

- 第9条 登録することができる者
- 第10条 登録の申請
- 第11条 規制官による申請の承認又は却下
- 第12条 規制官による登録番号の割当て

第3節 有資格発電所の認定

- 第13条 認定の申請
- 第14条 規制官による一定事項の判定
- 第15条 規制官による申請の承認又は却下
- 第16条 規制官による同定コードの割当て
- 第17条 法定の要件を満たす再生可能エネルギー源に該当するもの

第4節 証書の作成

A款 発電

- 第18条 追加的再生可能電気のための証書の作成
- 第19条 証書を作成することができる時期
- 第20条 発電申告書

B款 太陽熱温水装置

- 第21条 証書を作成することができる時期
- 第22条 作成することができる証書の件数
- 第23条 証書を作成することができる者

BA款 小規模発電装置

- 第23A条 証書を作成することができる時期
- 第23B条 作成することができる証書の件数
- 第23C条 証書を作成することができる者
- 第23D条 その他の証書の作成の禁止

C款 証書の不適当な作成

- 第24条 証書の不適当な作成一違反

第5節 証書の様式及び登録

- 第25条 証書の様式及び内容
- 第26条 証書登録義務

第6節 証書の譲渡

- 第27条 譲渡することができる証書
- 第28条 規制官に対する通知

第7節 証書の回収

- 第29条 証書の回収

第8節 登録の中止

- 第30条 登録の中止

第3章 電気の取得

- 第31条 「関連の取得」に該当するもの
- 第32条 卸売りからの取得
- 第33条 擬制的卸売りからの取得

第34条 NEMMCO に関わる取引に関連する特別規定

第4章 再生可能エネルギー不足課徴金

第1節 課徴金の責任

第35条 責任主体

第36条 責任主体が支払う課徴金

第37条 課徴金の額

第38条 再生可能エネルギー証不足の判定

第2節 再生可能電力の比率

第39条 再生可能電力の比率を明記する規則

第40条 再生可能な生成源による電気の要件とされる
ギガワット時 [電力量]

第3節 課徴金に関するその他の規定

第41条 再生可能エネルギー不足課徴金の回避又は軽減のための取決め

第42条 連邦に対するこの法律の適用

第43条 課徴金免除の取消し

第5章 報告及び評価

第1節 報告

第44条 年間のエネルギー取得の報告

第45条 引き渡すことができる証書に関する制約

第46条 年間の再生可能エネルギー不足の報告

第2節 評価

第47条 最初の評価対象年の再生可能エネルギー不足の報告

第48条 不履行評価

第49条 評価の訂正

第50条 過払金額の還付

第51条 正規の評価とされる訂正された評価

第52条 評価の告知

第53条 評価の有効性

第6章 異議申立て、審査及び上訴

第1節 評価に対する異議申立て及び審査

第54条 異議申立て

第55条 異議申立ての手続き

第56条 一定の訂正された評価についての事案における異議申立権の制限

第57条 期限延長の申請

第58条 規制官による異議申立ての裁定

第59条 人が規制官に対して要請することができる異議申立ての裁定

第60条 責任主体が求めることができる規制官の裁定の審査又はこれに対する上訴

第61条 異議申立ての理由及び立証責任

第62条 上訴の期限

第63条 異議申立ての裁定についての連邦裁判所の命令

第64条 異議申立ての裁定に関する連邦裁判所の命令の執行

第65条 係争中の上訴が影響を及ぼさない裁定の執行

第2節 その他の裁定の審査

第66条 裁定の審査

第7章 課徴金の徴収、回収及び還付

第1節 徴収及び回収についての通則

第67条 再生可能エネルギー不足課徴金の支払期日

第68条 追加の再生可能エネルギー不足課徴金の支払期日

第69条 支払期日の延長

第70条 未払いの再生可能エネルギー不足課徴金関連債務に対する制裁

第71条 再生可能エネルギー不足課徴金関連債務の回収

第72条 人がオーストラリア国内にいない場合又は所在が不明な場合の書類の提供

第2節 徴収及び回収についての特則

A 款 第三者からの回収

第73条 規制官が行うことができる第三者からの金額の徴収

第74条 連邦、州又は連邦直轄地に対する告知

第75条 補償

第76条 違反

B 款 精算人からの回収

第77条 精算人の義務

第78条 違反

第79条 2人以上の精算人の共同責任

第80条 精算人のその他の義務又は責任

C 款 財産保全管理人からの回収

第81条 財産保全管理人の義務
 第82条 違反
 第83条 2人以上の財産保全管理人の共同責任
 第84条 財産保全管理人のその他の義務又は責任
D款 住民でない本人のために事業を清算する代理人からの回収
 第85条 住民でない本人のために事業を清算する代理人の義務
 第86条 違反
 第87条 2人以上の代理人の共同責任
 第88条 代理人のその他の義務又は責任
E款 相続人の遺産からの回収
 第89条 管理されている遺産
 第90条 管理されていない遺産
第3節 その他の事項
 第91条 この節の対象事項
 第92条 他人が責任を負う場合における回収の権利
 第93条 共同責任者がいる場合における分担の権利
 第94条 規制官が行うことができる回収金額の認定
第8章 課徴金の還付
 第95条 今後数年間における課徴金の還付
 第96条 放棄された証書の価値
 第97条 不足がない場合における証書は返納することだけができる
 第98条 証書が返納された場合における課徴金の還付
第9章 制裁課徴金
 第99条 報告書又は情報の提供懈怠
 第100条 虚偽の、又は誤解を招くおそれのある報告書
 第101条 再生可能エネルギー不足課徴金を回避する措置をとっている場合における制裁金としての再生可能エネルギー不足課徴金
 第102条 追加の再生可能エネルギー不足課徴金の査定
 第103条 追加の再生可能エネルギー不足課徴金の免除
第10章 運用
 第104条 法の全般的運用

第105条 年次報告
第11章 査察
第1節 概要
 第106条 章の概要
第2節 授権される公務員の任命及び身分証明カード
 第107条 授権される公務員の任命
 第108条 身分証明カード
 第109条 身分証明カードに関する違反
第3節 授権される公務員の権限
A款 査察する権限
 第110条 この法律に基づき提供された情報の点検又は同法の遵守状況の点検についての同意又は査察令状により授権された公務員が行うことができる構内立入り
 第111条 授権された公務員の査察権限
B款 一定の状況において質問をし、証拠の提出を求めることができる授権された公務員の権限
 第112条 質問に答えることを要請し、又は命じることができる授権された公務員
 第113条 授権された公務員に対する情報提供の拒否
 第114条 虚偽の、又は誤解を招く証拠
 第115条 虚偽の、又は誤解を招く書類
第4節 授権された公務員の義務及び付随する権限
 第116条 授権された公務員が要求に応じ身分証明カードを提出する義務
 第117条 同意
 第118条 立入り前の通告
 第119条 立入り前に占有者等に提供される査察令状の細部事項
 第120条 査察権限を執行する際の電子装置の使用
 第121条 電子装置に対する損害の賠償
第5節 占有者の権利及び責務
 第122条 査察令状の執行中に立ち会う権利を有する占有者
 第123条 授権された公務員にすべての施設及び援助を提供すべき占有者

第124条 令状に関する違反

第6節 令状

第125条 査察令状

第12章 守秘義務

第126条 この章の適用を受ける者

第127条 法律の目的のためにのみ許される情報の記録又は開示

第128条 裁判所による許されない情報又は書類の請求

第129条 この法律に基づく義務を遂行する者に対してすることが許される情報の開示

第130条 この法律の目的のために許される裁判所に対する情報の開示

第131条 情報の対象者の同意を得て許される情報の開示

第132条 特定の者又は団体に対してすることが許される情報の開示

第133条 オーストラリア統計局による守秘義務要件の観察

第134条 規制官が行うことができる一定の情報の公表

第13章 登録

第1節 通則

第135条 維持管理される登録

第2節 登録対象者の登録

第136条 登録対象者の登録内容

第137条 登録の様式

第3節 認可発電所の登録

第138条 認可発電所の登録内容

第139条 登録の様式

第4節 再生可能エネルギー証書の登録

第140条 再生可能エネルギー証書の登録内容

第141条 登録の様式

第5節 認可発電所申請の登録

第141A条 認可発電所申請の登録内容

第141B条 登録の様式

第14章 再生可能エネルギー規制官及び再生可能エネルギー規制官事務局

第1節 再生可能エネルギー規制官

第142条 再生可能エネルギー規制官

第143条 規制官の任命

第144条 規制官の報酬

第145条 休暇等

第146条 辞職

第147条 解任

第148条 代理の任命

第2節 再生可能エネルギー規制官事務局

第149条 設置

第150条 機能

第151条 職員

第15章 違反

第152条 刑法典の適用

第153条 虚偽の、又は誤解を招く情報

第154条 情報提供の懈怠

第16章 雑則

第155条 契約による外部協力者

第156条 派遣

第157条 歳出予算

第158条 署名についての裁判所による確知

第159条 証拠

第160条 登録対象者及び責任主体により保管され、保存される記録

第161条 規則

第162条 法律の運用状況についての事後審査

第17章 2001年における法律適用

第163条 この章の目標

第164条 1年間について言及するための修正

第165条 その他の言及のための修正

[本文]

第1章 序

第1条 略称

この法律は、「2000年再生可能エネルギー（電気）法」として引用することができる。

第2条 施行

この法律は、国王の裁可を得た日から28日後に施行する。

第3条 目的／骨子

この法律の目的は、次のとおりとする。

- (a) 再生可能資源からの追加発電を奨励すること。
- (b) 温室効果ガスの排出を削減すること。
- (c) 再生可能エネルギー資源が環境に配慮した持続可能なものとなるよう保証すること。

これらのことは、法定の要件を満たす電気の生成についての証書の発行及び一定の購入者（いわゆる「責任主体」）にそれらの者が1年間に取得する電気についての明定された件数の証書の返納を要請することを通じて行う。

責任主体が返納すべき証書を十分に持っていない場合、その責任主体は、再生可能エネルギー不足課徴金を支払わなければならない。

第4条 この法律が適用される年

この法律は、2001年1月1日から始まる年及びそれ以降のすべての年に適用される。ただし、2021年1月1日及びその後に発電された電気に関しては、いかなる証書も作成することができず、かつ、いかなる責任も生じない。

第5条 定義

- (1) この法律において、以下に掲げる用語は、反対の意図が見られない限り、当該各規定に定めるところに従う。

「1997年再生可能電力法定要件適合基準線（1997年 eligible renewable power baseline）」は、第14条により定められた意味を有する。

「農業省（Agriculture Department）」とは、「1991年第一次産業課税及び課徴金徴収法（Primary Industries Levies and Charges Collection Act 1991）」の施行に責任を有する省（Department）をいう。

「取決め（arrangement）」とは、次に掲げることをいう。

- (a) 明示黙示の如何、強制力の有無又は強制力を生じさせる意図の有無を問わず、法的手続きによる合意（agreement）、取決め（arrangement）、理解（understanding）、約束（promise）又は引受け（undertaking）
- (b) 仕組み（scheme）、計画（plan）、提案（proposal）、措置（action）、行為手続き（course of action）及び行動手続き（course of conduct）

「オーストラリア（Australia）」は、地理上の意味で使用されるときは、すべての海外直轄地（external Territories）を含む。

「オーストラリア地球温暖化対策局（Australia Greenhouse Office）」とは、同局が存在しないときは、「1999年環境保護及び生物多様性保存法（Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999）」の施行に責任を有する官庁をいう。

「授権された連邦契約担当官（authorised Commonwealth contractor）」とは、次に掲げるものをいう。

- (a) 契約に基づき連邦にサービスを提供し、又はサービスを提供することを提案する者
- (b) 規制官がこの定義の目的のために文書をもって授権した者

「不足分の繰越し（carried forward shortfall）」は、第36条(2)項により定められた意味

を有する。

「余剰分の繰越し (carried forward surplus)」は、第38条により定められた意味を有する。

「証書 (certificate)」とは、第2章第4節に基づき作成される再生可能エネルギー証をいう。

「書類 (document)」は、電子形態の書類を含む。

「環境に配慮した持続可能な (ecologically sustainable)」とは、ある行動が次に掲げる環境に配慮した持続可能な発展についての原則に合致することをいう。

- (a) 意思決定過程は、長期短期のいずれの期間にもわたる経済、環境及び社会についての公正な検討を実質的に統合したものでなければならない。
- (b) 深刻な、又は回復不能な環境被害の恐れがある場合、完全な科学的確実性がないことをもって、環境悪化を防止する措置を延期する理由として利用してはならない。
- (c) 現在の世代が環境の健全性、多様性及び生産性を未来の世代の利益のために維持し、又は向上させることを保証しなければならないとすることを世代間の衡平の原則とする。
- (d) 生物の多様性及び環境面の完全性の保存は、意思決定における基本的な配慮事項でなければならない。
- (e) 改善された評価 (valuation)、価格設定 (pricing) 及び刺激策 (incentive) の仕組み (mechanism) は、推進しなければならない。

「発電申告 (electricity generation return)」は、第20条により定められた意味を有する。

「エネルギー取得報告書 (energy acquisition statement)」は、第44条により定められた意味を有する。

「一般利息率 (general interest charge rate)」の日単位のもの、「1953年税制管理法 (Taxation Administration Act 1953)」の目的のための該当日の一般利息率とされる率とする。

「政府機関 (government body)」とは、連邦、州、直轄地又は連邦、州若しくは直轄地の官庁 (authority) をいう。

「GWh」とは、ギガワット時をいう。

「オーストラリア地球温暖化対策局長 (Head of the Australian Greenhouse Office)」とは、同局が存在しない場合には、「1999年環境保護及び生物多様性保存法 (Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999)」の施行に責任を有する官庁の大臣 (Secretary) をいう。

「同定コード (identification code)」は、第16条により定められた意味を有する。

「責任主体 (liable entity)」は、第35条により定められた意味を有する。

「財務大臣 (Minister of Finance)」とは、「1997年財務管理及び責任法 (Finance Management and Responsibility Act 1997)」を施行する大臣をいう。

「査察令状 (monitoring warrant)」は、第125条により定められた意味を有する。

「MW」とは、メガワットをいう。

「MWh」とは、メガワット時をいう。

「国内電気法典 (National Electricity Code)」とは、サウス・オーストラリア州の「1996年国内電気 (サウス・オーストラリア州) 法 (National Electricity (South Australia) Act 1996)」別表1において言及されている国内電気法典と称する行動規範 (code of conduct) をいう。

「NEMMCO」^(訳注1)は、国内電気法典におけるのと同じの意味を有する。

「異議の裁定 (objection decision)」は、

第58条により定められた意味を有する。

「再生可能エネルギー規制官事務局 (Office of the Renewable Energy Regulator)」は、第149条により定められた意味を有する。

「未払いの再生可能エネルギー不足課徴金関連債務 (outstanding renewable energy shortfall charge related liability)」であってある人のある特定の時点におけるものとは、当該の者の再生可能エネルギー不足課徴金関連債務であって、次の規定に該当するものをいう。

- (a) 当該の時点において又は当該の時点の前に発生しており、かつ、
- (b) その金額が当該の時点の前には支払われていないもの

「呈示する (produce)」は、アクセスを許すことを含む。

「保護される書類 (protected document)」とは、次の規定に該当する書類 (document) をいう。

- (a) 人 (a person) についての情報を内容とし、かつ、
- (b) この法律に基づく、若しくはこの法律に関連した当該の者の義務の履行過程において、又はその義務を理由として、第12章の規定が適用される者に開示され、又はこれらの者に保有されるもの

「保護される情報 (protected information)」とは、次の規定に該当する情報をいう。

- (a) 人に関わるもので、かつ、
- (b) この法律に基づく、若しくはこの法律に関連した当該の者の義務の履行過程において、又はその義務を理由として、第12章の規定が適用される者に開示され、又はこれらの者に保有されるもの

「認可された発電所の登録 (register of accredited power station)」は、第138条により定められた意味を有する。

「登録対象者の登録 (register of regis-

tered persons)」は、第136条により定められた意味を有する。

「再生可能エネルギー証の登録 (register of renewable energy certificates)」は、第140条により定められた意味を有する。

「登録番号 (registration number)」は、第12条により定められた意味を有する。

「規制官 (Regulator)」とは、「再生可能エネルギー規制官 (Renewable Energy Regulator)」(第142条参照) をいう。

「問題とされる取得 (relevant acquisition)」は、第31条によって定められた意味を有する。

「再生可能エネルギー証 (renewable energy certificate)」とは、第2章第4節に基づき作成される証書をいう。

「再生可能エネルギー不足課徴金 (renewable energy shortfall charge)」とは、第36条に基づき支払うべき課徴金をいう。

「再生可能エネルギー証の不足 (renewable energy certificate shortfall)」は、第38条により定められた意味を有する。

「再生可能エネルギー不足課徴金関連債務 (renewable energy shortfall charge related liability)」とは、次のいずれかの規定に該当する、連邦に対する金銭債務 (金額が支払期日を迎えていない債務を含む) をいう。

- (a) 再生可能エネルギー不足課徴金
- (b) 第70条又は第7章に基づく追加の再生可能エネルギー不足課徴金

「再生可能エネルギー不足報告書 (renewable energy shortfall statement)」は、第46条によって定められた意味を有する。

「再生可能電力比率 (renewable power percentage)」とは、第39条に基づき指定された率 (percentage) をいう。

「再生可能電源の電気について要求されるギガワット時 (required GWh of renewable

source electricity)」は、第40条によって定められた意味を有する。

「上級職員 (senior employee)」とは、授権された連邦の契約担当官に関連して、契約担当官の職員であって、その職員について期待される技能及び責任が規制官の上級幹部職員の少なくとも1名について期待される技能及び責任と同等又はこれを超える場合における者をいう。

「上級幹部職員 (senior officer)」とは、再生可能エネルギー規制官事務局に関連して、次の規定に該当する者をいう。

- (a) 再生可能エネルギー規制官事務局における上級行政官人事局 (SES: Senior Executive Service) の職員又はその代理職員
 - (b) 再生可能エネルギー規制官事務局において管理職幹部職員 (Executive Officer) (第2級 (Level 2) の官職 (office) 又は地位 (position) の義務を有し、又は履行する者
- 「小規模発電装置 (small generation unit)」とは、規則により、小規模発電装置として明定された発電装置をいう。

「太陽熱温水器 (solar water heater)」とは、太陽熱を利用して水を熱する装置であって、規則で定める条件を満たすものをいう。

「令状対象施設 (warrant premises)」とは、査察令状に関連して、令状が関係する施設をいう。

- (2) この法律の目的のために、電気は、取得することができる財物 (good) とみなす。

第6条 この法律が国王に及ぼす拘束力

- (1) この法律は、国王をその諸権限 (capacities) のそれぞれについて拘束する。
- (2) この法律のいかなる規定も、国王を違反の廉で訴追することを許すものではない。

第7条 海外の直轄領に対する適用

この法律の適用は、海外直轄領のそれぞれに及ぶ。

第7A条 税控除可能性

疑念を回避するために、この法律に基づく課徴金又は制裁金は、所得税を扱ういかなる法律の目的のためにも、控除される税とはしない。

第2章 再生可能エネルギー証

第1節 序

第8条 この章の概観

この章は、再生可能エネルギー証の作成、取引及び償却について定める。

証書は、電気を取得する責任主体が支払わなければならない再生可能エネルギー不足課徴金を回避し、又は減額するために使用される。責任主体は、一般的には、証書を購入することにより、これを取得することになる。

証書は、再生可能エネルギー源を使用する認可発電所から発電する者が、その発電量が問題となっている1997年再生可能電力法定要件適合基準線を超える場合において、作成する。証書は、承認を受けた太陽熱温水器の据付についても作成される。

証書を作成する者は、その作成の前に第2節に基づき登録を受ける必要がある。

発電所は、それによる発電に関して証書を発行する前に、第3節に基づく認可を受ける必要がある。

証書は、作成した時に登録しなければならない。証書の譲渡も、その度ごとに登録しなければならない。

証書が責任を有する当事者により返納されたときは、その証書は有効なものでなくなる。

第2節 発電者の登録等

第9条 登録することができる者

- (1) いかなる者も、この法律に基づき登録を受けることができる。
- (2) ただし、登録が第30条に基づき保留されたときは、その者は、その保留の期間は登録を受けることはできない。

第10条 登録の申請

- (1) 登録の申請は、規制官に対して行うことができる。
- (2) 申請は、次の条件に従うものでなければならない。
 - (a) 規制官により要求される様式及び態様で作成されること。
 - (b) 規制官により要求される情報を記載すること。
 - (c) 規制官により要求される書類を添付すること。
 - (d) (必要に応じ) 規則により登録の申請を行うための手数料を添えること。

第11条 規制官による申請の承認又は却下

規制官は、第10条に基づき適正になされた申請を受理したときは、申請者が以前に登録を受けた者であるときを除き、その申請を承認しなければならない。申請者が以前に登録を受けた者であるときは、規制官は、その申請を却下しなければならない。

第12条 規制官による登録番号の割当て

規制官は、申請を承認したときは、申請者に独自の登録番号を割り当て、かつ、申請者にその番号について通知しなければならない。

第3節 有資格発電所の認定

第13条 認定の申請

- (1) 登録を受けた者は、規制官に対し、その所有する特定の発電システムを認定発電所とする認定を求める申請をすることができる。
- (2) 申請は、次に掲げる条件に従わなければならない。
 - (a) 規制官が要求する様式及び態様で行うこと。
 - (b) そのシステムのうち申請者が単一の発電所とみなす部分を明記すること。
 - (ba) 次のことを列挙すること。
 - (i) 発電源とすることが企図されている法定の要件を満たす再生電力源
 - (ii) 前記(i)に基づき列挙された各資源の推定年間平均発電量
 - (c) 規制官が要求するその他の情報を含むこと。
 - (d) 規制官が要求する書類を添付すること。
 - (e) 認定の申請を行うために(手数料の定めがあるときは、)規則に明定された手数料を添えること。
- (3) 規制官は、認定発電所の申請登録簿に申請の詳細を登載しなければならない。

第14条 規制官による一定の事項の判定

- (1) 規制官は、第13条〔前条〕に基づき適正になされた申請を受理したときは、次のことをしなければならない。
 - (a) システムのどの構成部分がこの法律の目的のための発電所とみなされるかについての判定
 - (b) 発電所が認定を受ける法定要件を満たしているか否かについての判定
- (2) 次に掲げる発電所は、認定を受ける法定の要件を満たしたものとする。
 - (a) その発電所が発電した電力の一部又は全

部が、法定の要件を満たす再生電力源から発電されたものであるとき。

- (b) その発電所が明定されたいかなる要件をも満たすものであるとき。
- (3) 規制官は、その発電所が認定を受ける法定の要件を満たすものと判定したときは、併せて次のことについても判定しなければならない。
- (a) その発電所を対象とした「1997年再生電力法定要件適合基準線（1997 eligible renewable power baseline）」
- (b) その発電所で使用されるエネルギー源であって、法定の要件を満たす再生可能エネルギー源ではないもの
- (4) 規制官は、(1)項(a)号及び(b)号、(2)項(a)号及び(b)号並びに(3)項(a)号及び(b)号において明定された事項について規則において定められたガイドラインに従い、判定しなければならない。
- (5) 疑念を回避するために、次の措置をとることができる。
- (a) 規則は、発電所にはその発電所の操業又はその発電所による発電にとって不可欠な構成部分を含むと定めることができる。
- (b) 発電所のための1997年再生可能電力法定要件適合基準線は、ゼロとすることができる。

第15条 規制官による申請の承認又は却下

規制官は、発電所が認可のための要件を満たすと判断したときは、申請を承認しなければならない。その他の場合には、規制官は申請を却下しなければならない。

第16条 規制官による同定コードの割当て

規制官は、申請を承認したときは、その発電所に独自の同定コードを割り当て、申請者にそのコードについて通知をしなければならない。

第17条 法定の要件を満たす再生可能エネルギー源に該当するもの

- (1) 次に掲げるエネルギー源は、法定の要件を満たす再生可能エネルギー源とする。
- (a)水力、(b)風力、(c)太陽光、(d)バガス熱電併給システム、(e)黒液、(f)木屑〔木材廃棄物〕、(g)エネルギー農作物、(h)穀物廃棄物、(i)食品・農作物含水廃棄物、(j)埋立地からの発生ガス、(k)都市固形ごみの燃焼、(l)汚泥ガス、(m)地熱-帯水層、(n)潮力、(o)太陽光起電システム及び太陽光による独立型再生可能電力供給システム、(p)風力システム及び風力による独立型ハイブリッド再生可能電力供給システム、(q)小規模水力による独立型再生可能電力供給システム、(r)太陽熱温水、(s)バイオマス複合燃焼、(t)波力、(u)海洋、(v)燃料電池、(w)高温岩体
- (2) 次に掲げるエネルギー源は、法定の要件を満たす再生可能エネルギー源とはしない。
- (a) 化石燃料
- (b) 化石燃料から発生した廃棄物
- (3) 規則は、この条を施行するために必要又は便利となる事項について定めることができる。

第4節 証書の作成

A款 発電

第18条 追加的再生可能電気のための証書の作成

- (1) 登録を受けた者は、その者が1年間稼働させる認可された発電所により発電された電気のうちその発電所の1997年再生可能電力法定要件適合基準線を超えるものについて、MWhごとに証書を作成することができる。
- (2) 登録を受けた者が1年間操業する認可された発電所により発電された電気のうちその発電所の1997年再生可能電力法定要件適合基準

線を超える発電量が1 MWhに達しないが、0.5 MWh以上であるとき、その者は、その1年間における発電に関し1 MWhの証書を作成することができる。

- (3) 認可された発電所による発電量は、規則に従い、算定される。
- (4) 法定の要件を満たす再生可能エネルギー源ではないエネルギー源を使用して発電された電気は、その限りにおいてこの条に基づくあらゆる算定から除外する。

第19条 証書を作成することができる時期

証書は、その証書の作成に関連した電気の最後の部分の発電の後、直ちに、作成することができる。

第20条 発電報告書

- (1) 登録を受け、ある年の1年間発電をした者は、その年の発電報告書を、その年のすぐ次の年の2月14日の前に、規制官に提出しなければならない。
- (2) その報告書には、次に掲げることについて詳細を記載しなければならない。
 - (a) その者によるその年における発電量
 - (b) 法定の要件を満たす再生可能エネルギー源を使用して発電された電気の量
 - (c) 発電に関して登録を受けた者により作成された証書の件数
 - (d) 規則により明記されたその他の情報

B 款 太陽熱温水装置

第21条 証書を作成することができる時期

- (1) 太陽熱温水装置が2001年4月1日以後に設置され、その太陽熱温水装置が非再生可能電気にとって代わるとき、証書は、その太陽熱温水装置が設置された後に作成することができる。

- (2) 太陽熱温水装置が非再生可能電気にとって代わるか否かは、規則に従い判定する。

第22条 作成することができる証書の件数

太陽熱温水装置のある特別な設置について作成することができる証書（それぞれ1 MWhを示す）の件数は、規則に従い判定する。

第23条 証書を作成することができる者

- (1) 太陽熱温水装置が設置された時のその装置の所有者は、その太陽熱温水装置に関連した1又は複数の証書を作成する資格を有する。
- (2) ただし、その所有者は、書面による通知をもって、1又は複数の証書を作成する権利を他人に譲渡することができる。
- (3) (1)項及び(2)項 [前2項] の規定にかかわらず、登録を受けていない者は、太陽熱温水装置に関する証書を作成することはできない。

BA 款 小規模発電装置

第23A条 証書を作成することができる時期

第23B条 作成することができる証書の件数

第23C条 証書を作成することができる者

^(註2)
[省略]

第23D条 その他の証書の作成禁止

いかなる者も、小規模発電装置による発電に関してA款に基づく証書を作成してはならない。

C 款 証書の不適当な作成

第24条 証書の不適当な作成—違反

- (1) 次のいずれの規定にも該当する者は、法律違反を犯した者とする。
 - (a) 証書を作成した者
 - (b) その証書を作成する資格を有しない者
- 制裁金の最高額は、制裁金1単位 (1 pen-

(訳注3)
alty unit) とする。

- (2) (1)項〔前項〕は、無過失責任の法律違反と(原注1)する。
- (3) 次のいずれの規定にも該当する者は、法律違反を犯した者とする。
 - (a) 証書を作成した者
 - (b) その証書を作成する資格を有しない者(原注2) 制裁金の最高額は、制裁金5単位とする。
- (4) 疑義を回避するため、人が法律違反を犯したとされる証書のそれぞれについて制裁金を課することができる。(原注3)
- (5) 証書を作成する資格の有無を判定するに当っては、その証書が第26条に基づき規制官により登録されたものであるという事実を考慮に入れ(原注4)ないものとする。

第5節 証書の様式及び登録

第25条 証書の様式及び内容

- (1) 証書は、規制官が書面をもって承認した電子形態で作成する。
- (2) 証書には、1件ごとに、次に掲げる事項を記載する。
 - (a) 固有の同定コード
 - (b) 証書を作成した者の電子署名
 - (c) 証書が作成された電気が発電された日
 - (d) 証書が作成された日
- (3) 証書の固有の同定コードは、次の規定の順序に従いそれぞれの規定に掲げられたものにより構成される。
 - (a) 登録を受けた者の登録番号
 - (b) 発電所の同定コード
 - (c) 当該の年
 - (d) 連続した番号であって、当該の年における当該発電所による発電に関して交付されたすべての証書のために使用され、ある番号から始まり、番号が増加していくもの

第26条 証書登録義務

- (1) 証書は、規制官が登録をするまでは効力を有しない。
- (2) 規制官は、規制官が書面をもって定めた態様の電送により証書の作成について助言しなければならない。
- (3) 規制官は、証書が作成されたことを通知されたときは、その証書が登録のための法定の要件を満たしているか否かについて裁定しなければならない。
- (3A) 証書は、規制官が(手数料の定めがあるときは)証書の登録のための規則により明記された手数料の支払いを受けない限り、登録のための要件を満たさない。
- (4) 規制官は、証書が登録のための要件を満たすと判定したときは、再生可能エネルギー証登録簿にその証書の登録欄を作成し、その証書を作成した者をその証書の保有者として登録しなければならない。
- (5) 規制官は、証書が登録のための要件を満たしていないと判定したときは、その証書を作成した者に、告知しなければならない。
- (6) 規制官は、いつでも(証書の登録の前であるか後であるかを問わず)、証書を作成した者に対し、証書の作成に関連して規制官が要求する情報を内容とした報告書を規制官に提供するように要求することができる。証書を作成した者は、規制官が特定した(14日に満たない期間とはされない)期間内にその報告書を用意しなければならない。

第6節 証書の譲渡

第27条 譲渡することができる証書

第26条に基づき登録された証書は、いかなる者にも譲渡することができる。

第28条 規制官に対する通知

- (1) 規制官は、証書の譲渡の度ごとに通知されなければならない。
- (2) その通知は、規制官が書面により定めた態様での電送によるものでなければならない。
- (3) 規制官は、通知を受けたときは、証書の登録を改めて、譲渡を受けた者を証書の保有者として示さなければならない。

第7節 証書の回収

第29条 証書の回収

- (1) 証書が第44条に基づき返納されたときは、証書は効力を失う。
- (2) 証書が効力を失ったときは、規制官は、証書登記簿の証書に関連した記入を改め、その証書がもはや効力を失ったことを示さなければならない。

第8節 登録の中止

第30条 登録の中止

- (1) 規制官は、登録された者が第24条(3)項に基づく法律違反を犯していたときは、規制官があらゆる状況において適正と思料する（2年を超えない）期間、その者の登録を中止することができる。
- (2) 規制官は、登録が(1)項〔前項〕に基づき以前に中止されたことがある者が第24条(3)項に基づく別の法律違反を犯したときは、規制官があらゆる状況において適切と思料する（不定期を含む）期間、その者の登録を中止することができる。

第3章 電気の取得

第31条 「関連の取得」に該当するもの

- (1) 次に掲げる2つの種類の電気の取得を、「関

連の取得（relevant acquisition）」とする。

- (a) 卸売りからの取得（第32条参照）
 - (b) 擬制的卸売りからの取得（第33条参照）
- (2) 以下の条件の下での取得は、関連の取得に該当しない。
 - (a) 電気が、100メガワットに満たない容量の送電網で配電され、かつ、その送電網が、直接間接を問わず、100メガワット以上の容量の送電網に接続していない場合
 - (b) 末端の消費者が発電し、かつ、次に掲げる条件のいずれもが満たされる場合
 - (i) その電気が発電される地点がその電気が使用される地点から1 km未満であること。
 - (ii) その電気が発電の地点と使用の地点の間で送配電され、その電気が送配電される電線がこれらの2地点間の送配電にのみ使用されること。
 - (c) その電気が後でNEMMCOにより取得される場合
 - (3) 関連の取得により取得される電気の量及び送電網の容量は、規則に従い判定する。
 - (4) 送電網を保有し、運用し、又は管理する者は、次に掲げる事態が生じるときは、いずれの場合においても、その事態が生じた日から28日以内に規制官に報告書を提出しなければならない。
 - (a) 送電網の容量が100メガワット未満から100メガワット以上に増大したとき。
 - (b) 送電網が、直接間接を問わず、100メガワット以上の容量を有する送電網に接続したとき。

報告書は、規則で指定する情報を含むものでなければならない。

第32条 卸売りからの取得

- (1) 「卸売りからの取得（wholesale acquisition）」は、次のいずれかの者からの電気の取

得とする。

(a) NEMMCO

(b) 他の者からその電気を取得しなかった者

- (2) 疑義を回避するため、(1)項〔前項〕の規定は、末端の消費者が発電者から電気を取得した場合には適用せず、第33条(2)項の規定は、当該の取得に関連した擬制的卸売りからの取得を形成するために適用する。

第33条 擬制的卸売りからの取得

- (1) 「擬制的卸売りからの取得 (notional wholesale acquisition)」は、以下の項に掲げる2つの状況において行われるものとする。
- (2) 第1の状況は、電気の末端消費者がその電気を発電した者から取得し、かつ、その末端消費者が国内電気法典 (National Electricity Code) に基づく登録を受けていない場合とする。この状況において、発電者は、2名の者 (擬制的発電者 (notional generator) 及び擬制的卸売人 (notional wholesaler)) とみなし、この法律は、末端消費者が電気を取得した時点において擬制的卸売人が擬制的発電者から電気を取得したのものとして、適用する。この取得を「擬制的卸売りからの取得 (notional wholesale acquisition)」とする。
- (2A) (2)項〔前項〕の規定は、発電をした者が他の者 (NEMMCO を含む) に以前に電気を売ったことがあるときは、適用しない。
- (3) 第2の状況は、電気の末端消費者が発電をし、かつ、次のいずれの条件をも満たさない場合とする。
- (a) その電気が発電された地点がその電気が使用される地点から1 km未満であること。
- (b) その電気が発電の地点と使用の地点との間で送配電され、かつ、その電気が送配電される電線がこれらの2地点間の送配電にのみ使用されること。この状況において…
〔以下略〕^(原注4)。

第34条 NEMMCO に関わる取引に関連する特別規定

第31条の規定にかかわらず、NEMMCO による電気の取得は、関連の取得に該当しない。

第4章 再生可能エネルギー不足課徴金

第1節 課徴金の責任

第35条 責任主体

1年を通じて電気の関連の取得を行った者は、^(原注5)「責任主体 (liable entity)」と呼称される。

第36条 責任主体が支払う課徴金

- (1) (2)項〔次項〕に従うことを条件として、ある年において責任主体に再生可能エネルギーの不足を生じたときは、その不足に関して「再生可能エネルギー不足課徴金 (renewable energy shortfall charge)」の支払義務が生じる。
- (2) ある年の責任主体に生じた再生可能エネルギー証書の不足がその年に責任主体に要求される再生可能エネルギーの10%に満たないときは、その責任主体には、その年の再生可能エネルギー不足課徴金の支払い義務は生じない。ただし、その再生可能エネルギー証書の不足は、その年についての「次期繰越不足分 (carried forward shortfall)」となる。
- (3) ある年の責任主体に生じた再生可能エネルギー証不足に関して課される再生可能エネルギー不足課徴金の支払義務は、その責任主体が負う。

第37条 課徴金の額

責任主体が支払義務を負う再生可能エネルギー不足課徴金の額は、次の公式を使って算出する。

再生可能エネルギー証不足×課徴金率

「課徴金率 (rate of charge)」は、2000年再生可能エネルギー (電気) (課徴金) 法」に基づき明定された課徴金率とする。

きは、責任主体にはその年について次期に繰り越す剰余が生じる。

第38条 再生可能エネルギー証不足の判定

次の方法説明書は、ある年の責任主体に生じた再生可能エネルギー証不足の算出方法を示す。

方法説明書—再生可能エネルギー証不足の算出

第1段 責任主体がその年を通じて関連の取得により取得した電気の総量をメガワット時で算出する。

第2段 その取得した電気の総量にその年の再生可能電力比率 (%) を乗じ、その結果をメガワット時以上に切り上げる (0.5以上を切り上げる)。その結果に、前年から繰り越しされた不足分を加算し、又は前年から繰り越しされた剰余分を差し引く。その結果が、責任主体のその年に要求される再生可能エネルギーとされる。

第3段 責任主体がその年について規制官に返納した再生可能エネルギー証の総価額をその年に要求される再生可能エネルギーから差し引く。

結果： その結果がゼロよりも大きいときは、責任主体にはその結果に等しい「再生可能エネルギー証不足 (renewable energy certificate shortfall)」が生じたものとする。

その結果がゼロであるときは、責任主体には、その年について再生可能エネルギー証不足が生じない。

その結果がゼロよりも少ないと

第2節 再生可能電力比率 (%)

第39条 再生可能電力比率 (%) を明定する規則

(1) ある年の「再生可能電力比率 (%) (renewable power percentage)」は、規則で明定する比率 (%) とする。ある年の比率 (%) を明定する規則は、その年の3月31日以前に定めなければならない。

(2) 規則がある年の比率 (%) を明定しないときは、その年の比率 (%) は、次のとおりとする。

(a) 2001年1月1日から始まる年について—
0.24%

(b) その後の年について一次の公式を使って算出した率
前年の再生可能電力率 (%) × (その年に要求されるギガワット時 ÷ 前年に要求されたギガワット時)

(3) 大臣は、連邦総督 (Governor-General) が (1)項に基づく規則を制定する前に、次のことを審議しなければならない。

(a) その年について要求される再生可能資源による電気のギガワット時

(b) その年を通じて関連の取得により取得するとしている電気の推定量

(c) 過去のすべての年について要求された再生可能資源による電気のギガワット時がそれらの年における計画 (scheme) に基づき要求された再生可能資源による電気の量を超えた量又はそれらの量に至らなかった量

(4) ある年における計画 (scheme) に基づき要求される再生可能資源による電気の量は、次の公式を使って算出する。

その年を通じて関連の取得により取得される
総電気量×その年の再生可能電力率
(5) (3)項の規定を遵守しなかったことは、規則
の有効性に影響を与えない。

第40条 再生可能資源による電気について要求 されるギガワット時

ある年の「再生可能資源による電気について
要求されるギガワット時は、以下の表に定める。

再生可能資源による電気について要求される ギガワット時

年	要求される追加のギガワット時
2001	300
2002	1,100
2003	1,800
2004	2,600
2005	3,400
2006	4,500
2007	5,600
2008	6,800
2009	8,100
2010及びその後の年	9,500

第3節 課徴金に関するその他の規定

第41条 再生可能エネルギー不足課徴金の回避 又は軽減のための取決め

責任主体は、以下のすべての条件に該当する
場合において、規制官の見解により、取決めが
なされていないときに責任主体が支払いの責任
を有することとなる額に等しい再生可能エネル
ギー不足課徴金の額をその年に支払う責任を有
する。

- (a) 責任主体が取決めをすること。
- (b) 取決めの結果として、ある年における責
任主体の再生可能エネルギー不足が縮減
されること。
- (c) 規制官の見解により、その取決めがこの

法律に従うのとは別の態様により再生可能
エネルギー不足課徴金の支払いを回避する
ことを唯一の又は主たる目的として行われ
た〔と認められる〕こと。

第42条 連邦に対する法律の適用

- (1) 連邦 (Commonwealth) は、この法律で支
払義務が課せられる再生可能エネルギー不足
課徴金 (追加の再生可能エネルギー不足課徴
金を含む) を支払う責任を有しない。ただし、
連邦議会の意図するところによれば、連邦は、
概念上は再生可能エネルギー不足課徴金 (追
加の再生可能エネルギー不足課徴金を含む)
の支払いの責任を有する。
- (2) 財務大臣は、(1)項〔前項〕の規定を実行し、
若しくはこの規定に効果を与えるために必要
若しくは便利な指示を書面をもって与えるこ
と、特に、連邦が運用管理する一つの会計の
内部又は複数の会計の間で行われる金銭の異
動に関連した指示を行うことができる。
- (3) (2)項〔前項〕に基づく指示は、その他の連
邦法にかかわらず、効力を有するものであり、
遵守されなければならない。

- (4) (1)項及び(2)項において、「連邦 (Common-
wealth)」は、連邦法により納税の責任が課せ
られない次のものを含む。

- (a) 機関 (1997年財政運営・責任法 (Financial
Management and Accountability Act
1997) で定める意味の範囲内にあるもの)
- (b) 連邦の官庁 (1997年連邦官庁公企業法
(Commonwealth Authorities and
Companies Act 1997) で定める意味の範
囲内にあるもの)

第43条 課徴金免除の取消し

- (1) この条は、この法律に基づき支払義務のある
課徴金を支払うことを免除する効果を有す
るその他の法律の規定の効果を取り消す。

- (2) この取消しは、他の規定が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
- (a) この条が施行された後に施行された場合
- (b) この法律に基づき支払義務が課される課徴金について特に言及している場合

[第5章以下は省略]

[原注] この訳稿の底本テキスト http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/rea2000283/s24.html に付された注を「原注」として以下に掲げる。

(原注1) 第24条(2)項に付された原注:

- ① 刑法典 (Criminal Code) 第2章は、刑事責任の一般原則を定め、同第3章は、刑罰に関する一般原則を含む。
- ② 無過失責任については、刑法典第6.1条を参照。

(原注2) 第24条(3)項に付された原注: 刑法典 (Criminal Code) 第2章は、刑事責任の一般原則を定め、同第3章は、刑罰に関する一般原則を含む。

(原注3) 第24条(4)項に付された原注として、次のような例を掲げる。: 個人が作成する資格を有しない証書を20件作成したことにより(1)項の法律違反を犯したとされる者は、最高額を制裁金20単位とする制裁に服することとなる。その法律違反が(3)項に基づくものである場合は、その者は最高額を制裁金100単位とする制裁に服することとなる。

(原注4) 第24条(5)号に付された原注: この規定により、証書が登録されているという事実を関連証拠として提出することができない。

(原注5) 第35条に付された原注: 「関連の取得 (relevant acquisition)」は、第31条で定義するところによる。

[訳注]

- (1) National Electricity Market Management Company の略称。オーストラリア全国電力市場 (タスマニア州、西オーストラリア州など連絡系統からはずれた一部地域を除くオーストラリア全土をカバーする電力市場) を運営する公共事業体 (運営開始は、1998年12月から)。
- (2) 以上の3か条の規定は、太陽熱温水装置についての前記B款第21条から第23条までの規定と同じ内容の規定を小規模発電装置について定めたものであるため、省略した。
- (3) 1914年刑法 (1914年法律第12号) 第4 AA 条の規定により、別段の規定がない限り、1 penalty unit は、110オーストラリア・ドルとされる。1ドルは、2005年5月31日現在の為替レートで、約85円。
- (4) この省略部分は、(2)項第2文と同じ。

(つちや けいじ・専門調査員)